（様式２）

令和７年　　月　　日

那智勝浦町長　堀　順一郎　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 |  | |
| 商号又は名称 |  | |
| 代表者名 |  | 印 |

誓約書

　那智勝浦町水産鮮度保持施設への太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザルに参加することを申請　するにあたり、実施要領の参加資格要件に定める下記の要件を満たしていることを誓約します。

記

　１　契約を締結する能力を有しない者でないこと。

　２　破産者で復権を得ない者でないこと。

３　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

４　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

５　国税、都道府県税又は市区町村税を滞納している者でないこと。

６　銀行から取引停止処分を受けている者でないこと。

７　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者でないこと。

８　国、和歌山県又は那智勝浦町が措置する指名停止期間中にある者でないこと。

９　単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。

10　日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

11　企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

12　本事業と類似の事業履行実績として、過去５年度の期間において実績を有すること。

13　本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

ア　建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

イ　第一種、第二種または第三種電気主任技術者

ウ　その他本業務の実施に関し必要な資格を有する者